

## 《論 説》

## 犯罪被害者支援条例と経済的支援

齋 藤 実

## 1 はじめに

各地方公共団体による犯罪被害者支援条例<sup>1)</sup>の制定が進んでいる。犯罪被害者支援条例の内容は、相談及び情報の提供はもとより、被害回復や経済的支援、日常生活の支援、安全の確保、住居の安定あるいは雇用の安定など多岐にわたる。今日、地方公共団体が日本の被害者支援の最前線を担っている、と言っても過言ではない。

犯罪被害者支援条例の制定が進んだ契機の1つは、犯罪被害者等基本法（平成十六年（2004年）法律第百六十一号）である。同法5条で地方公共団体の責務について、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定した。これを受けて、各地方公共団体が、犯罪被害者支援施策を始め、その一環として犯罪被害者支援条例が制定されるようになった。

---

1) 本稿において、犯罪被害者支援条例とは、もっぱら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、犯罪被害者等に対する見舞金支給についてのみ定めた条例も含むが、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例等のように、条例の一部に犯罪被害者等のための施策が規定されたものを含まないものとする（国家公安委員会・警察庁編『令和2年犯罪被害者白書』（2020年）68頁）。安心安全条例・まちづくり条例等の中に被害者支援条項がある場合などもあるが、対象を絞るために、本稿から除外している。

各地方公共団体が、犯罪被害者支援条例に先駆けて進めた犯罪被害者支援施策の一つが、犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の設置であり、2015年（平成28年）には、全ての市区町村で施策主管課が確定した。

また、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）<sup>2)</sup>も、2011年（平成23年）、全ての都道府県・政令指定都市で設置された。さらに、2018年（平成31年）、全ての地方公共団体で総合的対応窓口が設置された。なお、2020年（令和2年）4月現在、14都道府県・政令指定都市、89市区町村において、総合的対応窓口等に専門職の職員が配置されている<sup>3)</sup>。

このように、各地方公共団体では、着実に犯罪被害者支援施策を進めてきた。もともと、犯罪被害者支援施策は、継続的、安定的さらには普遍的であることが不可欠である。これらを担保するためには、犯罪被害者支援条例の制定が有用である。犯罪被害者支援条例があることにより、各地方公共団体の犯罪被害者支援がより一層前進することとなる。各地方公共団体は犯罪被害者支援条例の制定を進め、後述するように、2020年（令和2年）10月現在、都道府県の44.7%、市区町村の19.4%が犯罪被害者支援条例を有している。

---

2) 総合的対応窓口については警察庁のホームページ参照 (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/bukyoku/bukyoku.html>最終閲覧日：2021年1月31日)。なお、被害者が創る条例研究会「すべてのまちに被害者条例を」では、総合的対応窓口について、「自治体のなかで被害者支援の『起点』となる」とし、「被害者の話をよく聴き、市役所の中で総合的に調整する役割」が期待され、「自治体における『よりどころ』となる」としている (<http://xn-v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com/jyourei-pdf/bookhonnbnun.pdf> 最終閲覧日：2021年1月31日)。

3) 被害者が創る条例研究会「市町村における犯罪被害者等基本条例案」では、第8条に総合支援窓口の設置について規定が置かれ、「市は、この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置し、専門職の職員を配置する」としている (<http://xn-v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com/jyourei-pdf/4honnbnun.pdf> 最終閲覧日：2021年1月31日)。

もっとも、依然として犯罪被害者支援条例を有していない地方公共団体もある。また、犯罪被害者支援条例を有していても、地方公共団体ごとに規定内容が異なる。そのため、犯罪被害者支援は、地方公共団体間の格差があることは否めない。

現在、地方公共団体から被害者支援を受ける場合、どの地方公共団体に属しているかにより、犯罪被害者支援が異なる状況にある。しかし、誰がどこで犯罪被害者になるかなどは分からない。とすれば、犯罪被害者支援は、全国津々浦々、同じ質を保ち、同じ内容が実現されるべきである。犯罪被害者支援条例に規定されている内容、特にその中でも経済的支援は犯罪被害者等の日常生活に直結するだけにその要請が一層働く。もっとも、地方公共団体の財政状況や取り巻く環境等も様々であり、全ての地方公共団体が同様の経済的支援をすることは事実上不可能である。

本稿では、各地方公共団体の犯罪被害者支援条例について、経済的支援を中心にしながら概観する。その上で、国が経済的支援を一手に行う北欧諸国、その中でもいわゆる犯罪被害者庁を有するスウェーデンやノルウェーの制度を参考にしながら、日本のあるべき姿を考えたい。

## 2 犯罪被害者支援条例について

### (1) 犯罪被害者支援条例の歴史<sup>4)</sup>

犯罪被害者支援条例の歴史は、1972年(昭和47年)、埼玉県蕨市が制定した「蕨市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例」に遡る<sup>5)</sup>。ここでは、「第三者によって加えられた人為的行為により死亡又は重傷を負ったとき」に見舞金が支払われることを規定する。

---

4) 犯罪被害者支援に関する条例の歴史については、[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/020\\_crimevictimsupport.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/020_crimevictimsupport.htm) (最終閲覧日：2021年2月3日)。

5) <https://www.city.warabi.saitama.jp/kenko/fukushi/hisaisha/1002044.html> (最終閲覧日：2021年3月7日)。

1999年(平成11年)、埼玉県嵐山町が全国で初めて犯罪被害者支援に特化した「嵐山町犯罪被害者等支援条例」を制定した(平成11年9月8日公布、平成12年4月1日施行)<sup>6)</sup>。1997年(平成9年)9月の場外舟券売り場をめぐる町議襲撃事件及び町議誤認襲撃事件をきっかけにして、犯罪被害者救済制度の必要性が指摘され制定された。12条からなる条例であり支援金の支給について規定されている<sup>7)</sup>。

2004年(平成16年)、都道府県として初めて宮城県が「宮城県犯罪被害者支援条例」(平成15年12月17日公布、平成16年4月1日施行)を制定した<sup>8)</sup>。被害者支援の推進体制(第6条・第7条)、宮城県犯罪被害者支援審議会(第8条)、犯罪被害者支援推進計画(第9条)及び基本的施策(第10条乃至第14条)などを柱とした条例である。

2010年(平成22年)、指定都市として初めて岡山市が「岡山市犯罪被害者等基本条例」<sup>9)</sup>(平成22年12月20日公布、平成23年4月1日施行)を制定した。二次的被害を「被害にあったことによる経済的な損失、精神的な苦痛、身体の不調、周囲の人々のうわさ及び中傷並びにマスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等をいう」(2条5項)と定義したうえで、市民等は二次被害発生の防止に努めなければならないとしている(5条1項)。犯罪被害者等の支援のための総合窓口(6条)、保健医療・福祉サービスの提供(7条)、保健医療・福祉サービスの提供(8条)、雇用の安定(9条)などの福祉的側面の支援について言及していることも特徴的である。なお、2012年(平成24年)、岡山県で初めて、一都道府県及び同県内の全市町村(27自治体)で犯罪被害者支援条

---

6) 嵐山町犯罪被害者等支援条例制定の経緯については、<http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000000410.html>(最終閲覧日:2021年2月1日)。

7) 嵐山町犯罪被害者等支援条例の条文については、[https://www1.g-reiki.net/ranzan/reiki\\_honbun/e353RG00000300.html](https://www1.g-reiki.net/ranzan/reiki_honbun/e353RG00000300.html)(最終閲覧日:2021年2月1日)。

8) 宮城県被害者支援条例については、<https://www.police.pref.miyagi.jp/hp/keimu/higaisya/sienjourei.pdf>(最終閲覧日:2021年2月1日)。

9) <https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000016/16945/000095563.pdf>(最終閲覧日:2021年3月7日)。

例が制定された。

さらに、2011年(平成23年)になると、兵庫県明石市で「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成23年3月29日公布、平成23年4月1日施行)が制定された。その後、平成26年4月1日改正施行により立替支援金制度が定められ、平成30年4月1日改正施行により再提訴等費用補助金制度に関する規定を定めた。後述するように、犯罪被害者支援条例の役割を考える上で、明石市が果たした役割は極めて大きい。

## (2) 犯罪被害者支援条例の現状

都道府県・市区町村の犯罪被害者支援条例の現状について概観する<sup>10)</sup>。都道府県を見ると、2020年(令和2年)10月1日時点で、47都道府県中21都道府県が制定及び施行している<sup>11)</sup>。これらの都道府県の制定率は44.7%である。さらに、2021年(令和3年)4月1日までに、新たに、新潟県、香川県、徳島県、熊本県の4件で新たに施行される予定である。これらを加えると53.1%の都道府県が条例を施行することになる<sup>12)</sup>。

市区町村を見ると、2020年(令和2年)10月1日時点で、1741市区町村中331市区町村が制定している。これらの市区町村の制定率は19.4%である。なお、

---

10) 令和2年10月1日の統計については、奈良県弁護士会犯罪被害者支援委員会「調査報告 犯罪被害者等支援条例の制定状況及び条例制定後の地方公共団体の施策の実施状況について」から引用した(<http://www.naben.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/02/210202.pdf> 最終閲覧日:2021年2月3日)。

11) 令和2年4月1日現在には、(47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中)、21都道府県、7政令指定都市、326市区町村において犯罪被害者支援条例が制定されていた。各都道府県について、東京都の被害者支援条例の制定の経過については、NHK「大逆転!被害者支援条例制定へ」(<https://www.nhk.or.jp/shutoken/tocho/20190424.html>最終閲覧日:2021年1月31日)に詳しい。ここでは、2012年東京都で条例案が否決されていることにも触れている。それ以外の地方公共団体につき、三重県の状況は仲律子「犯罪被害者等に関する条例の制定状況について」鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要人文社会・社会科学編第2号(2019年)424・425頁。

12) 前掲8)3頁。

都道府県内の市区町村条例制定率が100%であったものは、秋田県、岐阜県、京都府、岡山県、佐賀県、大分県であった。

奈良弁護士会被害者支援委員会は、犯罪被害者支援条例制定を推進させる要因について興味深い検討を行っている。犯罪発生件数が多いことは、必ずしも犯罪被害者支援条例制定の要因にはなっていないとしつつ、「近畿地方や、佐賀・大分等の北九州には、条例制定が活発な地域が集まっており、影響を受けあっているところがあるのではないか」としている<sup>13)</sup>。加えて、その例として、2020年（令和2年）に高知、2021年（令和3年）に香川・徳島で県条例が施行されていることをあげている。

令和2年犯罪被害者白書では、長崎県の犯罪被害者等支援条例の制定について紹介し、「条例制定後、県では、市町及び県警察と連携しながら、推進体制の整備、二次被害の防止に資する広報啓発等様々な取組を行ってきたが、その過程で、半数を超える市町が本年度中の条例施行を目指すなど、県全体の支援にさらなる充実に向けた機運が着実に高まっている<sup>14)</sup>」としているのは、同様の文脈と考えられる。

さらに、「このバラつきは人口規模や都市化が要因ではなく、自治体の首長や議会が被害者の問題にどれほど関心や認識をもっているか、その違いの表れ<sup>15)</sup>」との指摘もある。

犯罪被害者支援条例が制定されるのは、おそらくこれらの複合的な要因によるものと考えられる。

### (3) 犯罪被害者支援条例の意義

ここまで見てきたように、地方公共団体が犯罪被害者支援に大きな役割を担っている。たとえば、「生活支援（家事、育児、介護など）、経済的支援（一時金、見舞金）、法律相談、カウンセリングなどの被害者の立ち直りのための

---

13) 前掲8) 4頁。

14) 前掲1) 72頁。

15) 川本哲郎「特集 地方公共団体の犯罪被害者支援条例に期待する～その現状と課題～」被害者支援ニュース第13号（2014年）2頁。

支援は、都道府県、市区町村が分担している」<sup>16)</sup>などの指摘があるが、地方公共団体の果たす役割の大きさを端的に示している。

地方公共団体が犯罪被害者支援を行う上で条例を制定することは、地方自治体の活動に法的な根拠を与えることになる。条例は、法律上の根拠とともに(地方自治法14条)、憲法上の根拠も有する(94条)。条例は自治立法であり、条例を制定することにより、当該施策は法的な根拠を得ることとなる。被害者支援施策も、犯罪被害者支援条例ができることで、法的な根拠を得ることになる。法的な根拠があることで、地方公共団体の被害者支援は、専門性、継続性、安定性さらには普遍性を担保されることになる。

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)犯罪被害者支援委員会は、「首長や担当職員が交代した場合には、支援の質が低下したり、実施されてきた施策が中断されてしまうおそれは否定できない。条例によって地方公共団体の責務や役割、講ずべき施策を定めることによって、支援の質と継続性を担保することができ、安定的で普遍的な支援が行われることが期待できる」<sup>17)</sup>と説明する。この説明は、犯罪被害者支援条例の意義を端的にあらわしているといえる。

#### (4) 犯罪被害者支援条例制定を働きかける動き

犯罪被害者支援条例制定の流れは、各地方自治体の活動とともに、それ以外の団体からの働きかけも多い。日弁連では、2017年10月6日、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を出した<sup>18)</sup>。この中で、「全ての地方公共団体において、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するための、犯罪被害者支援条例を制定すること」を掲げている。さらに加えて、「可能な限り地域格差をなくし、どの地域の住民であっ

---

16) 諸澤英道『被害者学』(成文堂、2016年)868,869頁。

17) 日本弁護士連合会2017年第60回人権擁護大会・シンポジウム第1分科会基調報告書146頁(60th\_keynote\_report1\_1.pdf(nichibenren.or.jp 最終閲覧日:2021年2月3日)。

18) 日本弁護士連合会:犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議(nichibenren.or.jp)(最終閲覧日:2021年2月3日)。

でも一定レベルの支援が受けられるようにする努力は継続されなければならない。また、地方公共団体が犯罪被害者の声を聴き、寄り添い、独自に先進的な被害者支援条例を定めることで、地方公共団体全体のレベルアップのみならず、国の被害者支援を牽引することも期待できる」とする。

また、被害者が創る条例研究会の活動も見逃せない。同会では、条例制定等に関するシンポジウムを頻繁に行うとともに、パンフレット「すべてのまちに被害者条例を（第4版）」を示すなどして、具体的な条例の在り方について詳細な検討を行っている<sup>19)</sup>。

さらに、第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子では、重点課題として支援等のための体制整備への取組をあげ、その中に地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進をあげている<sup>20)</sup>。

このような一連の状況にかんがみると、今後一層、条例の制定は進むものと考えられる。

### 3 被害者支援条例における経済的支援について

#### (1) 経済的支援の重要性

犯罪被害者支援条例の基本的施策としては、概ね次の9つの項目に分けることが一般である<sup>21)</sup>。①相談及び情報の提供、②被害回復・経済的支援、③日常生活の支援、④安全の確保、⑤居住の安定、⑥雇用の安定、⑦理解の促進、⑧

---

19) 日本弁護士連合会「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」（2017年）については、bookhonnbunn.pdf (xn--v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com) (最終閲覧日：2021年2月3日)。

20) 第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子については<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/yojiankossi.pdf> (最終閲覧日：2021年2月1日)。

21) 警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室「条例の小窓」（2020年）につき[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/komado/r2/komado\\_r2.pdf](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/komado/r2/komado_r2.pdf) (最終閲覧日：2021年2月2日)。

調査研究・人材の育成、⑨民間支援団体に対する援助である。いずれも重要な施策であるが、この中でも、犯罪被害者等の日常生活に直結する②被害回復・経済的支援の重要性から、この点に絞って述べたい。

犯罪被害者支援条例が定める一般的な経済的支援としては、見舞金、貸付金の制度がある<sup>22)23)</sup>。特に、見舞金は、全国322地方公共団体に規定が置かれている。例えば、前述の被害者が創る条例研究会のパンフレット「すべてのまちに被害者条例を(第4版)」では、「(経済的負担の軽減)第15条 市は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸付の斡旋等必要な経済的支援を行う。」と規定している<sup>24)</sup>。

見舞金の規定が置かれていることにより、迅速に経済的支援をすることが可能となることから、犯罪被害者支援にとって意義が大きい<sup>25)</sup>。国が犯罪被害者等に支給する犯罪被害者等給付金制度についてみると、平成30年度の裁定期間(申請から裁定までに要した期間)の平均は約6.6か月(前年比0.2か月増加)、令和元年度の平均は約7.8か月(前年度比1.2か月増加)であった<sup>26)</sup>。このように、

- 
- 22) 「地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度」(令和2年4月)について[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/r2/siryou\\_3.pdf](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/r2/siryou_3.pdf)(最終閲覧日:2021年2月2日)。
- 23) 日本経済新聞2020年6月9日17:50電子版(2021年1月14日最終アクセス)では、転居費用の必要性を述べており、奈良県の実家で母親を知人男性に殺害された女性のケースにつき、「ホテルなどを転々としつつ捜査や裁判手続きへの協力に追われた。立ち入りが許された後に一晩だけ実家に泊まったが、恐怖に襲われて眠れなかった。近所の風景を見るたびに母との思い出が想起され、心を痛めた。約2年後、裁判が一区切りついて関東への引っ越しを決めた。」などと紹介している。
- 24) 前掲2)被害者が創る条例研究会「すべてのまちに被害者条例を」参照。
- 25) 被害者が創る条例研究会「『市町村における犯罪被害者等基本条例案』第4版31頁では、国の犯罪被害給付制度では、平成27年度に申請から支給までに要した平均期間は7.0月であり、「犯罪被害者等が本当に困っているときに簡易・迅速に支給される制度が必要」としている(<http://xn-v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com/jyourei-pdf/4honnbunn.pdf> 最終閲覧日:2021年2月3日)。
- 26) 法務総合研究所『令和2年 犯罪白書』(2020年)12頁。

犯罪被害者給付金制度を利用した場合、その支給には半年以上かかる。犯罪被害者給付金の意義は大きいものの、今すぐ経済的支援が必要な犯罪被害者に対して、犯罪被害者給付金制度では十分に対応できない<sup>27)</sup>。これに対して、見舞金は期間を要せずに支給されることから、見舞金を支給する意義は大きい。

## (2) 見舞金の活用状況

奈良弁護士会犯罪被害者支援委員会が、見舞金の活用状況についてアンケート調査を実施している<sup>28)</sup>。

この調査は、2020年（令和2年）9月に行われたもので、見舞金を設けている全国322地方公共団体から215件の回答があった（回答率66.7%）。死亡見舞金（支援金）を見ると、平成29年申請件数7件・支給件数6件、平成30年申請件数4件・支給件数4件、令和元年申請件数20件・支給件数21件、合計申請件数31件・支給件数31件であった。傷害見舞金（支援金）を見ると、平成29年申請件数30件・支給件数29件、平成30年申請件数44件・支給件数44件、令和元年申請件数68件・支給件数69件、合計申請件数142件・支給件数142件であった。

これらの数字について、同委員会は、「犯罪被害者給付制度の運用状況と、（全国の地方公共団体が見舞金制度を有していると仮定した場合の）見舞金支給件数の試算を比較すると、平成29年から令和元年の間、犯罪被害者給付制度の年間申請件数はおよそ300～400件であるのに対し、地方公共団体の見舞金申請件数は令和元年度で死亡・傷害合わせて約700件となっており、見舞金の試算件数の方が明らかに多くなっている」と指摘している。

このように、見舞金が犯罪被害者給付制度以上に活用されている状況に鑑みるならば、今後の一層の活用が望まれるところである。今後活用するためには、見舞金がある地方公共団体は、一般への周知を図るとともに、警察官へも理解を求める必要がある。警察官が同制度を知らなかった場合には、犯罪被害者は

---

27) 前掲18) 第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子3頁では「犯罪被害者等給付金の早期支給に努める」としている。

28) 前掲10) 5頁以下。

見舞金にたどり着くことは難しいと思われるからである。

### (3) 明石市の取組み

経済的支援を考える上で、極めて参考になるのは、明石市の取組みである。同市では、経済的支援として、①支援金、②特例給付金、③貸付金、④真相究明についての支援、⑤刑事裁判手続に参加する場合の旅費の補助、⑥民事裁判手続に出席する場合の旅費の補助、⑦再提訴等の際に裁判所に支払う費用の補助、⑧財産開示手続及び情報取得手続費用の補助を規定するとともに、さらに加えて、⑨立替支援金制度を創設している<sup>29)</sup>。

これらの中でも、特に注目されるのは、立替支援金制度である<sup>30)</sup>。立替支援金制度とは、市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとするものであり(14条1項)、上限は300万円とされている(同条3項)<sup>31)</sup>。市は、立替支援金を支給するときは、その額の限度において、当該立替支援金の支給を受けた犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権について、当該犯罪被害者等から譲渡を受け(2条)求償も可能としている。

この制度の意義は、犯罪被害者から加害者への損害賠償請求権の実効性を担保することである。現在、犯罪被害者から加害者への損害賠償請求は、損害賠償命令などを通じ行われる。もっとも、犯罪被害者が債務名義を取得しても、その回収率は極めて低く実効性に乏しい。そのため、損害賠償命令制度自体が

---

29) 「野々市市犯罪被害者等支援条例」では、第8条で、損害賠償の請求についての援助等について規定を置き、「市は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等必要な支援を行うものとする。」とする(<https://www.city.nonoichi.lg.jp/uploaded/attachment/6652.pdf> 2021年1月31日最終アクセス)。

30) より詳細な手続きについては、明石市犯罪被害者等立替支援金等の支給等に関する規則に定められている([https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan\\_shitsu/kurashi/sodan/documents/kisoku\\_tatekae2020\\_2.pdf](https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kurashi/sodan/documents/kisoku_tatekae2020_2.pdf) 2021年2月3日最終アクセス)。

31) 300万円を超えたものについては、被害者が請求権を持つことになる。

十分に活用されていない現状にある<sup>32)</sup>。これに対して立替支援金制度は、犯罪被害者が債務名義を取得した場合、立替支援金として300万円を限度として犯罪被害者に支払うものである。そのため、犯罪被害者は、300万円までの範囲であれば、損害賠償の実効性が担保されることとなる。また、さらに、2条にあるように、市が加害者に対して求償する規定を設けていることも重要である。立替金はあくまでも、損害賠償請求金を加害者に代わって立て替えているに過ぎない。とすれば、本来支払うべき加害者が損害賠償を負担することは当然である。2条はこのことを明確にしたものである<sup>33)</sup>。

#### (4) 条例による地域格差

条例は、各地方公共団体が独自に制定するものである以上、地域格差が生じざるを得ない。犯罪被害者支援においてもそれは同様である。例えば、家事・育児・介護などに関するサービス、公営住宅の利用、雇用支援、保険医療に対する助成などの福祉や保険の分野に関する規定などは、各地方公共団体の資源にも関わることであり、地域ごとで異なった内容の規定が置かれている<sup>34) 35)</sup>。

もっとも、先に述べたように、経済的支援は、事件直後の初期段階から対応する必要があり犯罪被害者等の日常生活を立て直すためにも、十分な経済的支援が必要である。にもかかわらず、地方公共団体にその多くを委ね、地域格差

32) 法務省法務総合研究所編『令和2年度犯罪白書—薬物犯罪』(2020年)252頁によると、過去5年間の損害賠償命令の実施状況について、概ね300件程度で推移していることが分かる(平成27年307件、28年306件、29年295件、30年309件、令和元年317年)。

33) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和三十五年法律第三十六号)8条2項では「国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する」と規定されている。

34) 被害者が創る条例研究会「すべてのまちに被害者条例を」48頁(bookhonnunn.pdf(xn-v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com))(最終閲覧日:2021年2月3日)。

35) 日本経済新聞「犯罪被害者支援に地域差条例制定は21都道府県」(2020年6月9日17:50配信 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60154920Z00C20A6CR8000/>)(最終閲覧日:2021年1月31日)。

が生じたままにすべきではない。

地域格差が特に顕著になるのは、明石市が行う立替支援金である。損害賠償の実効性の確保という観点からは意義が大きく、日本の被害者支援制度を考える上で同市が立替支援金を設けたことは、エポックメイキングであったと言うことができる。もっとも、明石市が立替支援金制度を制定したのが2014年（平成26年）であり、既に7年経過している。にもかかわらず、他の地方公共団体に波及できておらず、財政的な負担を考えると、今後、爆発的に波及することは考えにくい。

#### 4 国の役割について

明石市が設けた立替支援金制度を考えた場合、損害賠償の実効性を確保する観点から重要な制度であるものの、1つの地方公共団体に過大な経済的な負担を強いることになる。とすれば、本来であれば、同様の仕組みを国が行うべきであろう。

明石市の立替支援金を考える上では、主として2点が重要となる。明石市が犯罪被害者に対して債務名義を得た相当額を立て替えるべきであるという点と、立て替えた場合には明石市が加害者に対して求償を行うべきであるという点である。このような制度を国が実現しているのは、北欧諸国である。特に、スウェーデンやノルウェーでは、立替を行うために犯罪被害者支援に特化した犯罪被害者庁を有している。また、求償は、スウェーデンは強制執行庁、ノルウェーでは回収庁と呼ばれる機関が担っている<sup>36) 37)</sup>。

---

36) 一般社団法人犯罪被害補償を求める会は同様の主張をしており、「犯罪の被害を受け、いまだ補償が得られない人々が、生活の安定のために加害者からの補償を求める活動をするとともに、国に対し加害者に代わって補償し、加害者に請求する制度を造るよう求める」としている (<https://www.hyogo-vplaza.jp/c2/profile.html/uid/46969/> 2021年2月2日最終アクセス)。

37) 齋藤実「北欧における犯罪被害者政策 ―犯罪被害者庁を中心に―」被害者学研究第29号（2019年）86～97頁。

これらの国々においては、犯罪被害者が加害者から債務名義を取得した後、まずはスウェーデンでは強制執行庁、ノルウェーでは回収庁が、犯罪被害者等が取得した当該債務名義に基づき加害者から債権の回収を行う。スウェーデンやノルウェーでは、住民登録番号制度が行き渡っており、これらの官庁は、住民登録番号をもとに加害者の財産状況を調査し強制執行を行う。それでも回収が出来ない場合には、国の機関（スウェーデンでは犯罪被害者庁、ノルウェーでは暴力犯罪補償庁）が立替払いを行う。立替払いをしたのち、犯罪被害者庁は再度国の機関（スウェーデンでは強制執行庁、ノルウェーでは回収庁）に債務者の財産に求償するように業務委託を行うのである。ノルウェーの例を見ると、補償金の支払い金額は近年概ね50億円程度であり、求償により回収することのできた金額はその15%程度である<sup>38)</sup>。

明石市の立替支援金はスウェーデンやノルウェーが国を挙げて行っていることを、1つの地方公共団体が行っている。地方公共団体がこのような制度を創設した意義は極めて大きい。もっとも、この制度は経済的支援に直結するだけに、全国津々浦々全ての国民が享受されてしかるべきである。また、一地方公共団体に委ねた場合、財政的な限界があることも否めない。とすれば、明石市の行う立替支援金は本来国が行うべきであろう。

なお、見舞金については、前述の通り、早期の給付を可能とする意義を有している。また、現在、各地方公共団体が推進していることから、今後も地方公共団体により一層の推進が期待されよう<sup>39)</sup>。もっとも、見舞金の支払われる金額には違いがあることから、その地域格差は可及的に解消されるべきであろう。さらに将来的には、国による見舞金の給付も検討されて良いように考える。

---

38) 前掲35) 90頁。

39) 例えば、愛知県でも見舞金制度の創設が予定されている。2021年1月6日毎日新聞愛知版（県が犯罪被害者助成へ 再提訴補助など 包括的支援検討 /愛知|毎日新聞 (mainichi.jp) 2021年3月16日最終アクセス）。

## 5 おわりに

各地方公共団体の被害者支援条例は俄かに制定が進んできている。日本の犯罪被害者支援において、犯罪被害者の身近な存在である地方公共団体がこのような犯罪被害者支援を進めていることは大きな意義を有する。その中でも、経済的支援は重要である。見舞金は早期の給付を実現するとともに、明石市が行う立替支援金制度は損害賠償の実効性を確保するという極めて大きな意義を有している。他方で、これらの制度は、地方公共団体間で地域格差を生じる。どここの地域で犯罪被害を受けたかにより、その受けることが出来る経済的支援に差がある状況は解消される必要がある。

特に、立替金支援金制度は、より多くの予算を必要とすることから、国が行うべき必要性は一層に高い。そのような制度を考える上で、スウェーデンやノルウェーの仕組みを検討することは有用である。これらの国々では、明石市が行う立替金支援金制度を国が行っている。また国から加害者への求償も活発に行われている。全国津々浦々に犯罪被害者支援が行き渡るためにも、立替金制度は国が地方公共団体に代わり行うべきであろう。

ノルウェーでも、犯罪被害者庁が設立された2003年までは、犯罪被害者支援は地方公共団体が担っていた。しかし、地方公共団体では、地域格差が生じることからこの格差を是正するため、犯罪被害者支援を行う国の機関を設立した経緯がある。日本も、国による立替金制度の導入を早急に検討し、犯罪被害者支援に、より一層乗り出す時期を迎えている。